



# 熊本県公報

号外第 2 3 号  
平成 21 年 11 月 30 日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1
  - 給料の切替に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則  
…… (人事委員会) 3
  - 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則等の一部を改正する規則…… ( " ) 4
  - 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…… ( " ) 4
  - 熊本県職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則…… ( " ) 4
  - 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…… ( " ) 5

## 規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 3 2 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和 3 2 年熊本県規則第 3 8 号)の一部を次のように改正する。  
別表第 1 を次のように改める。

### 別表第 1 (第 3 条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円
	1	129,200	63	227,000	125	314,500
	2	130,200	64	228,600	126	316,000
	3	131,200	65	230,300	127	317,500
	4	132,300	66	231,800	128	319,000
	5	133,100	67	233,300	129	320,600
	6	134,100	68	234,800	130	322,100
	7	135,100	69	236,200	131	323,600
	8	136,100	70	237,600	132	325,100
	9	137,200	71	239,000	133	326,700
	10	138,400	72	240,400	134	328,000
	11	139,600	73	241,700	135	329,300
	12	140,800	74	243,100	136	330,500
	13	141,900	75	244,500	137	331,800
	14	143,100	76	245,900	138	333,100
	15	144,300	77	247,300	139	334,400
	16	145,500	78	248,700	140	335,700
	17	146,700	79	250,100	141	337,000

	18	148,200	80	251,500	142	338,300
	19	149,700	81	252,700	143	339,600
	20	151,200	82	254,000	144	340,900
	21	152,600	83	255,300	145	342,100
	22	154,100	84	256,600	146	343,300
	23	155,600	85	257,700	147	344,500
	24	157,100	86	259,000	148	345,700
	25	158,600	87	260,300	149	346,800
	26	160,400	88	261,600	150	347,900
	27	162,200	89	262,700	151	349,000
	28	164,000	90	263,900	152	350,100
	29	165,800	91	265,100	153	351,300
再任用	30	167,500	92	266,200	154	352,300
職員以	31	169,200	93	267,400	155	353,300
外の職	32	170,900	94	268,600	156	354,300
員	33	178,500	95	269,800	157	355,300
	34	180,000	96	271,000	158	356,200
	35	181,500	97	272,000	159	357,100
	36	183,000	98	273,100	160	358,000
	37	184,500	99	274,200	161	358,900
	38	185,700	100	275,300	162	359,800
	39	187,000	101	276,400	163	360,700
	40	188,300	102	277,500	164	361,600
	41	189,700	103	278,600	165	362,500
	42	190,800	104	279,700	166	363,400
	43	192,000	105	280,800	167	364,300
	44	193,200	106	281,900	168	365,200
	45	194,400	107	283,000	169	365,800
	46	195,600	108	284,100	170	366,400
	47	196,700	109	285,000	171	367,000
	48	197,800	110	286,100	172	367,600
	49	200,100	111	287,200	173	368,100
	50	201,600	112	288,300	174	368,600
	51	203,100	113	289,200	175	369,100
	52	204,600	114	290,200	176	369,600
	53	206,100	115	291,200	177	370,100
	54	207,700	116	292,200	178	370,600
	55	209,300	117	293,100	179	371,100
	56	210,900	118	294,100	180	371,600
	57	212,300	119	295,100	181	372,100
	58	214,000	120	296,100	182	372,600
	59	215,700	121	296,900	183	373,100
	60	217,400	122	297,800	184	373,600
	61	223,800	123	298,700	185	374,100
	62	225,400	124	299,600		
再任用	226,000					
職 員						

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- (熊本県技能労務職員の給料に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。  
附則第4項中「給料月額に」を「給料月額(熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成21年熊本県規則第32号)の施行の日において別表第1の技能労務職給料表の適用を受ける職員でその号給が1号給から48号給までであるものの以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.7を乗じて得た額とし、そ



熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第20号**

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則等の一部を改正する規則  
第1条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2イの表中「12,500円」を「12,400円」に改める。

別表第2カの表中「9,000円」を「8,900円」に改め、「27号給8,968円」を削り、「11,100円」を「11,000円」に改める。

第2条 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当該各号に定める額」を「当該各号に定める額（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年熊本県条例第60号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において適用される給料一表並びにその職務の級及び号給がそれら平成21年改正条例による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（平成18年熊本県条例第8号。以下この項において「平成18年一般職給与改正条例」という。）附則第7項、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号。以下この項において「平成18年県立学校給与改正条例」という。）附則第6項若しくは熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第43号。以下この項において「平成18年市町村立学校給与改正条例」という。）附則第6項に規定する表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員、医療職給料表（1）若しくは熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員又は同条第1項若しくは熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が1号給であるもの以外で、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」に改める。

附則第3項第2号中「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）」を「平成18年一般職給与改正条例」に、「熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）」を「平成18年県立学校給与改正条例」に、「熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第43号）」を「平成18年市町村立学校給与改正条例」に改める。

附 則  
この規則は、平成21年12月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第21号**

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年熊本県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当該各号に定める額」を「当該各号に定める額（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年熊本県条例第60号）の施行の日において医療職給料表（1）の適用を受ける職員以外の職員にあっては、当該額に100分の99.7を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」に改める。

附 則  
この規則は、平成21年12月1日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第22号**

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項に次の1号を加える。

(4) 前項各号に定める日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 21 年熊本県条例第 60 号。以下この号及び第 4 条第 3 項第 4 号において「平成 21 年改正条例」という。）の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第 4 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(4) 一般職員給与条例第 11 条の 3 第 1 項及び県立学校給与条例第 14 条の 3 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について平成 21 年改正条例の施行の日における同条例第 1 条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成 21 年改正条例第 3 条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則  
この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 11 月 30 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 23 号**

熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 38 年熊本県人事委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 号中「100 分の 150」を「100 分の 140」に、「100 分の 185」を「100 分の 195」に改める。

附 則  
この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。